

# 令和6年度 女川町職員採用試験(職務経験者)実施要項

女川町では、幼児教育及び保育事業において、社会福祉や保育に関するこれまで培った能力を活かしたいという意欲にあふれ、リーダーシップを発揮し、即戦力職員として活躍する人材を募集します。

## 1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
保育士	若干名	町立保育所において保育業務に従事しますが、行政事務にも従事し、施設勤務及び災害発生時には深夜勤務になることもあります。

## 2 受験資格

### (1) 資格要件

試験職種	受験資格
保育士	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する人並びに保育所等 <sup>※1</sup> における保育士の職務経験 <sup>※2</sup> が過去に通算7年以上ある人

※1 「保育所等」とは、次に掲げる施設が該当します。

- ア 児童福祉法に定める児童福祉施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- イ 就学前に子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園
- ウ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に定める証明書が交付された認可外保育施設
- エ 児童福祉法に定める児童の一時保護施設

※2 「職務経験」については、次のとおりです。

- ア 会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等の保育士として、1年以上継続して週16時間以上の勤務をした経験が該当し、これらの職務経験期間が過去に通算7年以上を要します（1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します。）。
- イ 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- ウ 休業等（育児休業、傷病休暇等）のため業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません（産前産後休業の期間は通算できます。）。
- エ 職務経験期間の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出が必要となります。なお、職務経験期間の証明ができなかった場合は、採用されません。

(注) 受験資格を満たしていない等、申込書に事実と異なる記載をした場合は、合格を取り消すことがあります。

### (2) 欠格事項

次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 女川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

#### (1) 第1次試験

試験科目	内 容
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

#### (2) 第2次試験

試験科目	内 容
作文試験 (1時間)	文書による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。

#### (3) 健康診断審査

健康診断書に基づいて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。

診断の項目等については、第2次試験の合格者にお知らせしますので、その後速やかに医療機関を受診のうえ提出を求めます。

### 4 試験会場及び日時

#### (1) 第1次試験

本採用試験の申込期限までに提出された履歴書等の内容により審査します。

#### (2) 第2次試験

試験会場、日時については、第1次試験合格者に通知します。

### 5 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者等の発表は、令和6年10月22日(火)に受験申込者に通知します。

(発表はこれより前後する場合があります。)

(2) 最終合格者の発表は、令和6年11月22日(金)に女川町庁舎役場前の掲示場に掲示するほか合格者に通知します。

### 6 採用日

採用は、原則令和7年4月1日からとし、最終合格者と調整のうえ決定するものとします。

### 7 給 与

(1) 20歳で短大卒業後、保育士として勤務した場合の初任給は、おおむね次のとおりです。

年齢	職務経験年数	初任給(現行額)
35歳	職務経験15年(正規雇用)	214,400円程度

※ 基準となる給料号俸に、学歴、職務経験を調整(加算)のうえ初任給が決定されます。

- (2) 上記(1)のほか、女川町職員の給与に関する条例の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

## 8 受験手続き及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、女川町役場総務課に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（職務経験者保育士）申込書請求」と朱書きし、送付先住所と氏名を記載した返信用角形2号封筒（A4サイズ用の紙が入る封筒）及び140円切手を必ず同封の上、請求してください。

(2) 受験申込先

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1  
女川町役場総務課 あて

(3) 受付期間

令和6年8月1日（木）から令和6年9月27日（金）までの期間。

申込受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

郵便の場合は、令和6年9月27日（金）までに上記の受験申込先に受付時間内に届いたものに限り受け付けますので、「特定記録郵便」等の確実な方法によってください。

(4) 提出書類等

ア 職員採用試験（職務経験者）受験申込書（兼履歴書）1部（所定の様式となります。）

前記の受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に写真を貼り付けてください。（写真の貼付けがない場合は受付できませんのでご注意ください。）

イ 受験料 不要

ウ 保育士資格及び幼稚園教諭免許を証明する書類の写し

## 9 その他

- (1) 災害等により、試験開始時刻を変更する場合又は中止する場合は、受験申込書等に記載の連絡先へ連絡するほか、町の公式ウェブサイト（お知らせ欄）に掲載のうえお知らせします。

- (2) この試験についての問合せは、女川町役場総務課（電話0225-54-3131）でお答えします。